

## 平成 29 年度私立中学校等修学支援実証事業 (私立中学校等修学支援補助金)について

兵庫県では、国の「私立中学校等修学支援実証事業費補助金」を活用し、私立の小学校・中学校の児童生徒の保護者で、一定の所得基準を満たし、国が行うアンケート調査にご協力いただける方に対し、私立中学校等修学支援補助金を支給します（返還の必要はありません）。

所定の基準にあてはまり、アンケート調査にご協力いただける場合は、学校に申請してください。

なお、申請の要件、支給額などの詳しいことは学校にお問い合わせください。

### 私立中学校等修学支援補助金の支給を受けることができる人

#### ◆ 対象者の条件

平成 29 年 7 月 1 日現在、学校法人が兵庫県内に設置する私立の小学校・中学校（学校教育法第 1 条に規定する学校のみが対象で、いわゆる外国人学校やフリースクールは対象となりません）に在籍する児童生徒の保護者が、次の要件すべてに該当すれば、支給を受けることができます。

- (1) 保護者（保護者が 2 名あるときはその合算）の平成 28 年中の収入に基づく平成 29 年度の市町民税所得割額が 102,300 円未満であること
- (2) 文部科学省が実施する調査に協力すること

#### <ご注意>

※ 児童生徒が平成 29 年 7 月 1 日現在私立の小学校・中学校に在籍していない場合は、対象外です。

※ 保護者の一部又は全部が課税基準日現在、海外に在住し、市町民税所得割額が課されていない場合、公的な書類により平成 28 年中の収入が証明され、かつ市町民税所得割額に相当する額が 102,300 円未満の場合、対象となります。詳しくは学校にお問い合わせください。

#### ◆ 支給額

年額 10 万円

#### <ご注意>

※ 学校法人が実施する授業料等の減免を受けており、授業料及び施設整備費等の学校納付金の合計が 10 万円を下回る場合、授業料及び施設整備費等の学校納付金の合計額が上限となります。

#### ◆ 申請書の提出

以下の書類を、学校が定める日までに学校に提出してください。

○私立中学校等修学支援補助金支給申請書

○保護者の平成 29 年度の市町民税所得割額が確認できる書類

○調査票

※申請書及び保護者の市町民税所得割額が確認できる書類と調査票は分けて封筒に入れてください。

※調査票を入れた封筒は、必ず封をして提出してください。調査票は、学校及び県では開封せず、そのまま文部科学省へ送付されます。

※期限までに必要な書類が提出されなかった場合、支給を受けられません。

<保護者の市町民税所得割額が確認できる書類は、以下のいずれかです>

	保護者の職業形態	提出書類
①	「サラリーマン」など、市町民税・県民税全額を給与から天引きされている人	「平成 29 年度市町民税・県民税特別徴収税額決定通知書」(写し)
②	「個人で事業を営んでいる人」など、市町民税・県民税の全額を市町や銀行の窓口等で納めている人	「平成 29 年度市町民税・県民税納税通知書」及び明細書(写し) (市町民税の所得割額を確認できるもの)
③	市町民税・県民税を給与からの天引きと市町や銀行の窓口等の両方で納めている人	「平成 29 年度市町民税・県民税特別徴収税額決定通知書」(写し)と、「平成 29 年度市町民税・県民税納税通知書」及び明細書(写し) (市町民税の所得割額を確認できるもの)
④	非課税の人または①②③の通知を紛失した人	平成 29 年 1 月 1 日現在の居住地の市町が発行した平成 29 年度の「市町民税・県民税課税証明書」または「非課税証明書」(原本) (市町民税の所得割額を確認できるもの)
⑤	生活保護を受給している人	平成 29 年 1 月 1 日現在、生活保護のうち「生活扶助」を受給していることが分かる書類 (平成 29 年 1 月 2 日以降に生活保護を受給し始めた場合や、「生活扶助」以外の扶助しか受けていない場合は、①～④のいずれかの書類が必要です)。

※保護者の市町民税所得割額が確認できる書類は、保護者が 2 人以上ある場合は原則保護者全員分が必要です。1 名分のみで足りる場合は、以下の両方に該当する場合のみです。

○保護者の一方が、もう一方の控除対象配偶者となっている。

○配偶者控除を受けている保護者の市町民税所得割額が 99,300 円未満

◆ 支給の決定

支給の決定は、学校を通じてお知らせします。

なお、決定は、3 月末までに行う予定としており、決定次第お知らせをいたします。通知前に決定時期についてお問い合わせいただいてもお答えできませんのでお問い合わせはご遠慮ください。

◆ 支給の方法

保護者様の指定口座にお振込する予定です。